

質 疑 応 答 書

件名 仙台市立病院電力需給

※回答は、入札説明書本編の7（2）により行います。

| 質 問 事 項 | | 整理番号 | | | | | |
|---------|---|--|--|--|--|--|--|
| 質 問 事 項 | | 回 答 | | | | | |
| 1 | 各施設の現在の電力供給会社を教えてください。 | 現在契約中の小売電気事業者については、「仙台市公報 号外（調達）第36号 令和3年9月9日発行」に記載されています。 | | | | | |
| 2 | 各施設について、自動検針装置はついていますか。 | 一般送配電事業者が高圧計器用通信端末及びLTEアンテナを設置しています。 | | | | | |
| 3 | 各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。 また、ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。 | 自家発補給電力の契約電力は仕様書2.(2)アに記載のとおりです。 現時点で具体的な使用予定はありません。 | | | | | |
| 4 | 今回の入札について融雪用電力の契約は主契約とは別に契約しておりますでしょうか。 また、融雪設備等は設置されていますか。 | 契約・設備ともにありません。 | | | | | |
| 5 | 入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。 | 入札説明書10.(9)ウのとおりです。 | | | | | |
| 6 | 入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか (力率割引を考慮する) | 仕様書2.(2)ウ)に記載のとおりですので、入札金額の算定にあたっては、その値として下さい。 | | | | | |
| 7 | 弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。 お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能) | 原則として、紙請求書でお願いします。ただし、条件によっては認める場合があります。詳細については落札後の協議により決定することとします。 | | | | | |
| 8 | Web請求書について ダウンロード可能な請求書へは電子印がされているため、請求担当者等の記載は対応しておりません。 ご了承いただけますでしょうか。 | 原則として、紙請求書でお願いしています。ただし、条件によっては認める場合があります。詳細については落札後の協議により決定することとします。 | | | | | |
| 9 | 電子請求書が不可の方 弊社では特別処置として紙請求書の対応を行った場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。 また、GW等長期連休時に20日頃になる可能性がございますが、ご承諾いただけますでしょうか。 ※お支払いにつきましては、請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様) | 原則として、紙請求書でお願いしています。なお、左記の到着日については了承します。 また、当院が必要とする使用量の内訳等について、検針後、概ね1週間以内に当院担当者が確認できるようにして下さい。 詳細については落札後の協議により決定することとします。 | | | | | |

| | |
|---|---|
| <p>1 0 ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか？</p> | <p>ご質問に該当する取扱いを行う予定はありません。</p> |
| <p>1 1 弊社より発行される毎月の請求書は各施設を1枚にまとめた一括の請求書、または各施設につき1枚の請求書発行方法のみとなります。複数施設を1枚にまとめて発行するグループ請求書の発行には対応できません。ご了承いただけますでしょうか</p> | <p>ご質問に該当する取扱いを行う予定はありません。</p> |
| <p>1 2 弊社の請求書は、原則、翌月10日迄より順次Webサイト上で開示、請求書受領後30日以内に振込となります。 なお年度末でも同様の対応となりますが、ご了承いただけますか。 ※分散検針の施設（検針日が1日以外）につきましても通常月と同様の対応になりますので、ご注意ください。 例 5日検針日 2月使用分 2/5～3/4までの請求書→翌月4/10頃にwebサイトへ掲載 3月使用分 3/5～4/4までの請求書→翌々月5/10頃にwebサイトへ掲載 電子化以降、紙での請求書原本の到着はございません。</p> | <p>原則として、紙請求書でお願いしています。ただし、条件によっては認める場合があります。 なお、当院が必要とする使用量の内訳等について、検針後、概ね1週間以内に当院担当者が確認できるようにして下さい。 詳細については落札後の協議により決定することとします。</p> |
| <p>1 3 施設において建築・増築にかかる移転はございますか。 また、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。 また、契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。 ※契約開始直後：直近6か月前後（23年4月供給開始の場合⇒対象：22年10月～23年6月）</p> | <p>移転の予定及び引き込み位置の移設・変更等の工事の予定はありません。 受電設備の工事における2か月前までの協議については、可能な範囲で対応します。</p> |
| <p>1 4 開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいいただけますでしょうか。 あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。</p> | <p>落札者結果の翌日から72日以内に落札の公告を行います。また、入札経過については、担当課窓口で閲覧に供します。なお、当院からは連絡しません。 公開の範囲は、入札者名と入札金額（総額）で、積算の内訳及び契約単価は公開しません。</p> |
| <p>1 5 燃料費調整額の使用について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。 また、上記について契約書への条文追加・変更は可能となりますでしょうか。</p> | <p>電力需給契約書(案)第10条に記載の範囲内であれば了承可能です。 契約書への条文追加・変更については、落札後の協議により可能です。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>1 6 当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。</p> <p>当社は当該地域管轄電力会社と結んでいます契約内容（電気受給約款、託送供給約款）に基づいて入札額（入札単価）を決定しているため、協議不可の場合は当社の入札への不参加となる場合がございます。</p> | <p>電力需給契約書（案）第11条のとおりです。</p> |
| <p>1 7 電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。</p> | <p>提供可能です。</p> |
| <p>1 8 ※データ等をお持ちでなく提供ができない方のみ</p> <p>データ等をお持ちでなく提供が不可ということでしたら落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能となりますでしょうか。</p> <p>当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこういった対応も難しいでしょうか。こちらも落札後の対応となります。</p> | <p>1 7の回答のとおりです。</p> |
| <p>1 9 落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。</p> | <p>内容によっては可能です。詳細については落札後の協議により決定することとします。</p> |
| <p>2 0 契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか。</p> <p>（500kW以上の協議制契約の場合）併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。</p> <p>また、入札時の算定条件と異なることとなるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。</p> | <p>現時点では、契約電力の変更希望及び予定はありません。</p> |
| <p>2 1 契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承くださいませでしょうか。</p> | <p>契約電力の超過が発生した場合は、落札後の協議により決定することとします。</p> |
| <p>2 2 契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。</p> <p>例：契約電力：〇〇kW 最大需要電力実績：2024年1月 〇〇kW</p> | <p>契約電力については仕様書2.（2）に記載のとおりです。</p> <p>最大需要電力については、昨年度分は仕様書別紙1に記載しております。また今年度中においても別紙1の最大需要電力以下となっています。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>2 3 当社が落札した場合、当社が定める電気契約要綱及び標準料金表に基づき、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を算出します。ご了承いただけますか。</p> | <p>燃料費調整額については、電力需給契約書(案)第10条に記載の範囲内であれば了承可能です。 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、電力需給契約書(案)第6条第4項又は仕様書2.(12)に記載のとおりです。</p> |
| <p>2 4 当社は1施設に対して一枚の請求書の作成となっており、分割請求には対応致しかねます。 尚、以下の例1のような分割支払いに関しましては、お客様から入金の内訳を事前にお知らせしていただくことで対応可能となりますが、ご了承いただけますか。 (例1) 庁舎 〇,〇〇〇円 自販機 〇,〇〇〇円に分けて別々で入金します。</p> | <p>ご質問に該当する取扱いを行う予定はありません。</p> |
| <p>2 5 当社は紙の請求書(明細)をもって検針票に代えさせていただきますが、よろしいでしょうか。また事前の連絡も弊社では行っておりませんがよろしいでしょうか。 (Webにて同様の請求書、使用量等をご確認いただけます)</p> | <p>請求書(明細)をもって検針票に代えることを認めます。 なお、当院が必要とする使用量の内訳等について、検針後、概ね1週間以内に当院担当者が確認できるようにして下さい。詳細については落札後の協議により決定することとします。</p> |
| <p>2 6 地域の旧一般電気事業者が価格改定をした場合、当社も値引き%は変えずにスライドで価格改定をお願いさせていただきますが、その際契約単価見直しの協議にご対応いただけますか。</p> | <p>電力需給契約書(案)第11条のとおりです。</p> |
| <p>2 7 工事負担金に関しまして、お客様の都合で新設備設置・工事が着工する際に発生しました工事金などは当社で負担することができませんが、ご了承いただけますか。</p> | <p>発注者側の都合により工事負担金等が発生するような新設備設置工事の予定はありませんが、発生した場合は別途協議により決定することとします。</p> |
| <p>2 8 予備電力の種類は予備電源でお間違いないでしょうか。</p> | <p>仕様書2.(1)オ)に記載のとおりです。</p> |
| <p>2 9 当社は、蓄熱割引等の特別な契約はございませんがよろしいでしょうか。</p> | <p>仕様書2.(10)に記載のとおりです。</p> |
| <p>3 0 内訳書は同封しますか。その場合割印等の指定はございますか。</p> | <p>入札説明書10.(11)のとおりです。</p> |
| <p>3 1 ご提供する電力について再エネ比率の条件等はない認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>再エネ比率の条件はありません。</p> |
| <p>3 2 入札書に記載する日付は開札日でよろしいでしょうか。</p> | <p>入札説明書10.(9)ウ)のとおりです。</p> |
| <p>3 3 自家発補給電力を使用する予定はありますか。また使用する場合は定期補修のご予定でしょうか。</p> | <p>現時点で具体的な使用予定はありませんが、設備の点検や故障等が発生した際に、電気使用量が多い場合は、自家発補給電力を使用する可能性があります。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>3 4 金額積算内訳書の自家発補給電力の基本料金単価は不使用月の単価で算定してよろしいでしょうか。</p> | <p>よろしいです。</p> |
| <p>3 5 計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承くださいませか。 (例：使用期間が3/1～3/31の場合、計量日は4/1 0:00)</p> | <p>仕様書2.(4)に記載のとおりです。</p> |
| <p>3 6 契約書案第5条で「受注者は～指定する立ち会いのもとに読み取り、検針した使用電力量を発注者に通知しなければならない」とありますが、検針は一般送配電事業者で実施するため、立ち会いができませんがよろしいでしょうか。また、検針結果については請求書と併せてお知らせ、弊社では使用電力量等のデータ提供は、web上で閲覧並びにダウンロードができる無料サービスがございますので、こちらのサービスをご利用いただくことでよろしいでしょうか。</p> | <p>電力需給契約書(案)第5条については、電力量計を当院施設内にて直に読み取る場合を想定した文言となります。スマートメーター等により遠隔で使用量を読み取る場合等については、この条文を修正するものとしますが、詳細は落札後の協議により決定することとします。 なお、使用電力量等のデータ提供方法等については、検針後、概ね1週間以内に当院担当者が確認できるようにして下さい。 詳細については落札後の協議により決定することとします。</p> |
| <p>3 7 蓄熱割引等の適用ができませんがご了承くださいませか。</p> | <p>仕様書2.(10)に記載のとおりです。</p> |
| <p>3 8 自家発補給契約について、内訳書では未使用時の基本料金のみ算出しますが、契約は自家発補給を使用する、使用しないに関わらず、電力量料金単価を設定させていただきます。 内訳書の欄外に自家発補給契約の使用時の電力量料金単価を記載してもよろしいでしょうか。</p> | <p>記載いただいて差し支えございません。</p> |
| <p>3 9 入札金額を算定するにあたり、力率は内訳書と仕様書2.(2)ウのとおり、97%でよろしいですか。</p> | <p>そのとおりです。</p> |
| <p>4 0 契約電力が500kW以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。 契約電力が500kW以上で契約電力を超えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。</p> | <p>契約電力の超過が発生した場合は、落札後の協議により決定することとします。</p> |
| <p>4 1 請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。</p> | <p>電力需給契約書(案)第6条のとおりです。</p> |
| <p>4 2 施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。 (例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等)。 ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。 なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。</p> | <p>ご質問に該当する取扱いを行う予定はありません。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>4 3 仕様書3.(2)で「計量器及びその付属装置等は、すべて受注者の負担において取付すること。また既設設備の改造工事等が必要な場合の費用についても受注者の負担とする」と記載がありますが、計量器等の設備は東北電力ネットワークの設備となり、またお客様の都合による改修等にかかる経費につきましては、弊社負担することが出来ませんがご了承くださいませでしょうか。</p> | <p>仕様書3.(2)に記載のとおりです。 なお、発注者側の都合で経費がかかる工事の予定はありませんが、発生した場合は別途協議により決定することとします。</p> |
| <p>4 4 契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。</p> | <p>電力需給契約書(案)第21条のとおりです。</p> |
| <p>4 5 弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者が電気需給約款に定める算定諸元(基準燃料価格等の算出係数や算定式)を用いて計算しますが、これについては、供給開始時点における算定諸元を、供給期間中継続して用いて、計算することよろしいでしょうか。</p> | <p>電力需給契約書(案)第10条に記載のとおりです。</p> |
| <p>4 6 供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、従量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。</p> | <p>電力需給契約書(案)第10条及び第11条に記載のとおりです。</p> |
| <p>4 7 地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。</p> | <p>電力需給契約書(案)第11条に記載のとおりです。</p> |
| <p>4 8 契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。</p> | <p>施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する予定はありません。</p> |
| <p>4 9 電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。契約を締結した後、1年に満たないで契約を廃止される場合(または契約電力等を1年に満たないで減少される場合)は、当該部分について臨時電力を適用したものととして後日料金を精算することは可能ですか。</p> | <p>契約期間は仕様書2.(3)に記載のとおりとなり、契約を廃止する予定はありません。</p> |
| <p>5 0 契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。</p> | <p>現時点では、予定はありません。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>5 1 自家発補給電力に関してですが、未使用時として計算してよろしいでしょうか。 自家発補給電力は未使用で計算する場合、「自家発補給電力基本料金単価×契約電力(kw)×未使用時倍率」となります。今回もこの計算でよろしいでしょうか。割引等の欄に金額を記載することによろしいでしょうか。 または、基本料金率の「自家補A」欄に未使用時倍率をかけた単価を記載することでもよろしいでしょうか。</p> | <p>入札時は自家発補給電力不使用時の単価等を用い、自家発補A欄に未使用時倍率を乗じた金額を記載して下さい。</p> |
| <p>5 2 自家発補給電力が全期間未使用でも、自家発補給電力の電力量料金単価を契約書に記載させていただきますのでご了承ください。</p> | <p>記載いただいて差し支えございません。</p> |
| <p>5 3 自家発補給電力について、内訳書では未使用時の基本料金のみ算出しますが、契約は自家発補給を使用する、使用しないに関わらず、電力量料金単価を設定させていただきますので、内訳書の欄外に電力使用量単価を記載してもよろしいでしょうか。</p> | <p>記載いただいて差し支えございません。</p> |
| <p>5 4 自家発補給電力契約について、定期検査時期を教えてください。 また、定期検査の時期をご相談させていただくことは可能でしょうか。例えば、定検時期を7～9月、12～2月平日以外にさせていただくことは可能でしょうか。</p> | <p>定期点検の予定は以下のとおりです。 令和6年10月：2週間程度 令和6年11月：10日間程度 令和7年1月：2日間程度 令和7年2月：1日程度 令和7年6月：2日間程度 現時点では、定期点検は設備の稼働時間に応じて実施することを原則としていますが、必要に応じて協議により決定することとします。</p> |
| <p>5 5 自家発補給電力の利用目的を教えてください。 (常に活用する、非常用、ピークカット用など)</p> | <p>自家発補給電力は、自家発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてることを目的としています。</p> |
| <p>5 6 契約書提出時期について、入札説明書12(4)に「落札決定の日から5日以内」とありますが、弊社落札となった場合、事務処理等の関係で5日以内の提出は難しいですが、提出期限を延長いただくことは可能でしょうか。また提出は郵送提出でよろしいでしょうか。</p> | <p>入札説明書12.(4)のとおりです。郵便での提出でも差し支えございません。</p> |
| <p>5 7 開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定時期を教えてください。</p> | <p>落札者結果の翌日から72日以内に落札の公告を行います。また、入札経過については、担当課窓口で閲覧に供します。 公開の範囲は、入札者名と入札金額(総額)で、積算の内訳及び契約単価は公開しません。</p> |
| <p>5 8 仕様書関係 契約期間中に、トランス増設や受変電設備の変更など、常時・予備電力および自家発補給電力の契約電力に影響がある工事の予定はありますか。</p> | <p>現時点では、予定はありません。</p> |

| | |
|--|--------------------------------|
| <p>5 9 電力需給契約書（案）第11条（契約単価の変更）について 契約期間中において、一般送配電事業者等の料金単価変更があった場合は、契約単価変更について協議のうえ変更いただけますか。入念確認として伺います。</p> | <p>電力需給契約書（案）第11条のとおりです。</p> |
| <p>6 0 電力需給契約書（案）第12条4項について 延滞利息金に関して、弊社では延滞利息率を年10%としておりますが、協議（変更）することは可能でしょうか。</p> | <p>電力需給契約書（案）第12条4項のとおりです。</p> |
| <p>6 1 契約期間において、自家発補給電力の使用（定期検査・補修を含む）はない前提で入札金額を算出してよろしいでしょうか。</p> | <p>よろしいです。</p> |
| <p>6 2 自家発補給電力の単価について 弊社では、自家発補給電力の単価について基本料金単価および電力量料金単価を各々設定しております。また、基本料金単価については、使用月と不使用月で各々単価を設定、電力量料金単価については、定期検査補修時使用と事故時使用で各々単価を設定しております。 契約において、上記単価設定でのご契約は可能でしょうか。</p> | <p>仕様書 2. (10)に記載のとおりです。</p> |

注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。